

心身障害者医療費助成制度のご案内

受診された医療機関、薬局、訪問看護ステーション(以下、医療機関等と表記)の窓口に健康保険証等と心身障害者医療費受給資格証を提示することにより、総医療費の1割(保険診療のみを対象とし、一部負担金の月額上限額まで)で医療を受けられる制度です。

— 対象の方 —

- ① 岡山市内に住所を有する、次のいずれかに該当する方 (※)
 - ・身体障害者手帳1級・2級・3級を持っている方
 - ・重度の知的障害者(おおむねIQ35以下)と判定された方
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級かつ自立支援医療受給者証(精神通院)の両方を所持する方

※生活保護を受けている方は対象となりません。
- ② 前年分の所得が下表の所得限度額を超えない方(ただし、1月から6月の申請時は前々年分の所得)受給資格者及び配偶者・扶養義務者に対し、老齢福祉年金に準じた所得制限を適用します。



岡山市のホームページでも制度をご案内しています。

【所得限度額表】※扶養者数は税法上扶養している人数です。

(受給資格者)		(単位:円)		
扶養者数	0人	1人	2人	
所得限度額	1,695,000	2,075,000	2,455,000	

扶養中「老人」1人につき 100,000円 加算
 扶養中「特定」1人につき 250,000円 加算
 「扶養」が3人以上の場合 1人につき380,000円を加算

(配偶者・扶養義務者)		(単位:円)		
うち老人 扶養者数	扶養者数	0人	1人	2人
0人		6,387,000	6,636,000	6,849,000
1人			6,636,000	6,909,000
2人				6,909,000

扶養中「老人」1人につき 60,000円 加算
 (扶養親族すべてが老人扶養親族の場合、そのうち1人を除く)
 「扶養」が3人以上の場合 1人につき 213,000円を加算

※ 16歳以上19歳未満の扶養親族がある方
 受給者本人が所得制限を超えたとき、16歳以上19歳未満の扶養親族がある方は「扶養親族申告書」の提出により、25万円が所得制限限度額に加算され、所得制限内となる場合があります。

所得限度額の計算方法

- (受給資格者)
 所得 - 控除額 ≤ 所得限度額
- (配偶者・扶養義務者)
 所得 - 控除額 < 所得限度額
- 所得 (1)~(7)の合計
 (1)総所得 (2)退職所得 (3)山林所得
 (4)土地等に係る事業所得
 (5)長期譲渡所得 (6)短期譲渡所得
 (7)先物取引に係る雑所得 など
- 控除額 ①~⑬の合計
 ①雑損控除相当額 ②医療費控除相当額
 ③社会保険料控除相当額
 (配偶者及び扶養義務者の場合は一律 80,000円)
 ④小規模企業共済等掛金控除相当額
 ⑤配偶者特別控除相当額
 ⑥控除対象配偶者又は扶養親族のうち
 障害者控除適用者1人につき 270,000円
 ⑦控除対象配偶者又は扶養親族のうち
 特別障害者控除適用者1人につき 400,000円
 ⑧障害者控除 270,000円
 ⑨特別障害者控除 400,000円
 ⑩寡婦控除 270,000円
 ⑪ひとり親控除 350,000円
 ⑫勤労学生控除 270,000円
 ⑬肉用牛の売却による農業所得に係る免除所得額

◎精神疾患による入院費助成について

精神疾患による入院は1年までの療養が助成の対象です。

▼「精神疾患による入院」とは、自立支援医療(精神通院)の対象となる疾患(統合失調症・うつ病・血管性認知症・薬物中毒・てんかんなど)で入院した場合です。複数の疾患により入院する場合は、医療機関で主因が精神疾患と判断された場合に「精神疾患による入院」の該当となります。

▼入院期間の計算は、医療機関からご加入の健康保険へ医療費が請求される際の「入院起算日」から行います。

※「精神疾患による入院」かどうか、「入院起算日」がいつ時点であるかは、医療機関へご確認ください。

※退院後の再入院および転院等で「入院起算日」が変わる場合、新たな「入院起算日」から入院期間の計算を行います。

◎一部負担金の月額上限額について

受給資格者および受給資格者と同じ健康保険に加入する世帯員(以下、世帯員と表記)の前年の所得(1月～6月は前々年)に応じて判定しています。医療機関等の窓口で受給資格証を提示することで、外来・入院ごとに一部負担金の月額上限額までの負担で医療を受けられます。(途中で加入保険を変更した場合は、保険ごとに月額上限額が適用されます。)また、複数の医療機関等を受診した場合も含め、ひと月にかかった自己負担額(医療保険より給付される高額療養費等を控除した額)の合計が下記右表の【差額給付月額上限額】を超えた場合は、後日に市から差額が給付されます。

▼一部負担金の月額上限額

【医療機関等の窓口での月額上限額】

所得区分		外来	入院
一定以上所得者		44,400	(※)80,100+1%
一般		12,000	44,400
低所得者	II	2,000	12,000
	I	1,000	6,000

【差額給付月額上限額】

所得区分		外来	入院+外来
一定以上所得者		22,200	40,050
一般		6,000	22,200
低所得者	II	2,000	6,000
	I	1,000	3,000

※自己負担額が80,100円を超えた場合は
80,100円+(医療費総額-801,000円)×1%

▼所得区分の判定 世帯:受給資格者および受給資格者と同じ健康保険に加入する世帯員

一定以上所得者		市民税課税所得が145万円以上の方と同じ世帯にいる方 ※1
一般		世帯全員が市民税課税所得145万円未満 ※1
低所得者	II	世帯全員が市民税所得割非課税 ※2
	I	世帯全員が市民税所得割非課税※2かつ世帯員全員の合計所得金額なし※3

※1 市民税課税所得額は次の金額を課税所得額から控除して算出します。

- ・16歳未満の扶養親族がある方は、当該扶養親族1人につき330,000円
- ・16歳以上19歳未満の扶養親族がある方は、「扶養親族申告書」の提出により当該扶養親族1人につき120,000円

※2 所得割非課税は次の金額を所得割額から控除して算出します。

- ・16歳未満の扶養親族がある方は、当該扶養親族1人につき28,400円
- ・16歳以上19歳未満の扶養親族がある方は、「扶養親族申告書」の提出により当該扶養親族1人につき14,800円

※3 給与所得と公的年金等の雑所得のいずれか、または両方ある方は、その所得の合計額から最高100,000円を控除し算出します。

※年齢は所得計算時の対象年の12月31日時点です。

※同じ健康保険に加入する世帯員全員に合計所得がなく、公簿で所得金額が確認できない方が含まれる場合、その方の所得がない旨の簡易申告書を提出していただくこと、所得区分が低所得Iになることがあります。

◎一部負担限度額差額給付申請書について

ひと月にかかった自己負担額が、【差額給付月額上限額】を超えた場合は、後日に、申請された差額給付口座に振り込みます。一部負担限度額差額給付申請書を「申請窓口」に提出いただくか、医療助成課宛に送付してください。(申請書の提出後は、医療機関等の通知をもとに差額給付額を算定し、自動的に振り込みます。ただし、口座を変更する場合は、再度申請が必要です。)

※事務処理上、差額給付金の振込みは、早くても診療月から4か月かかります。また、医療機関等の情報が遅れた場合は、さらに時間を要する場合があります。

◎受給資格証の更新について

受給資格証は、毎年7月1日に、前年の所得をもとに更新します。加入医療保険の種類等により、更新届が必要になる場合があります。手続きが必要な方には、更新前にご案内します。

必要な届出がない場合は、受給資格証の有効期間をもって資格満了となりますのでご注意ください。

※受給資格証の有効期間が途中で切れる方について

- ・75歳の誕生日を迎える方 ⇒ 誕生日の月末までに新しい受給資格証を送付します。(1日生まれの方は前月末)
- ・各障害者手帳の期限が切れる方 ⇒ 各手帳の再判定を受け、「申請窓口」へ届出をしてください。

◎医療機関等で受診するとき

▼岡山県内の医療機関等の場合

1. 医療機関等の窓口で、健康保険証等と心身障害者医療費受給資格証を提示してください。
国の公費負担医療制度の資格がある方は、国の公費負担医療が優先適用されます。国の公費負担医療受給者証と心身障害者医療費受給資格証の両方を提示してください。
2. 医療機関等の窓口で、医療費の1割(一部負担金の月額上限額まで)をお支払いください。
※柔道整復、はり、きゅう及びあん摩マッサージの施術を受ける場合、窓口負担は原則全額(10割)ですが、岡山県後期高齢者医療制度にご加入の方が、受領委任を取り扱う施術所で柔道整復等の施術を受ける場合は、窓口で健康保険適用分の自己負担額をお支払いください。自己負担額から、医療費の1割(一部負担金の月額上限額まで)を差し引いた額は、差額給付と併せて、後日(早くても診療月から4か月以降)、指定口座に振り込みます。(医療費給付申請書は不要です。)

▼岡山県外の医療機関等の場合／受給資格証ができるまで など

1. 医療機関等の窓口で、健康保険証等を提示し、自己負担額をお支払いください。
2. ≪申請窓口≫に受給資格証、健康保険証、領収書(証明)、振込先がわかるもの、保険者から発行された「支給決定通知書」(※)、本人確認書類を持参し、医療費給付申請書(月ごと、医療機関ごと)で申請してください。
(※)保険者から療養費・高額療養費・附加給付金等の給付がある場合に必要です。
3. 自己負担額から、医療費の1割(一部負担金の月額上限額まで)を差し引き、後日、指定口座に振り込みます。
(申請内容により振込までに数か月の時間を要する場合があります。)
4. 岡山県後期高齢者医療制度にご加入の方は、医療費給付申請書は不要です。後期高齢者医療広域連合から提供される情報をもとに、一部負担金の月額上限額を超えた金額を差額給付として支給します。

▼医療費を全額(10割)支払った場合／補装具作成・保険証を提示しなかった など

1. 医療機関等の窓口で、全額をお支払いください。
2. 加入している健康保険の保険者に療養費の支給申請を行い、保険給付の支給を受けてください。
3. ≪申請窓口≫に受給資格証、健康保険証、領収書(証明)、振込先がわかるもの、補装具の場合は意見書・装着証明書の写し、治療用眼鏡等の場合は作成指示書の写し、保険者から発行された「支給決定通知書」、本人確認書類を持参し、医療費給付申請書(月ごと、医療機関ごと)で申請してください。
4. 医療費の全額(10割)のうち、保険者が認めた上限額から、保険者から支給された金額と医療費の1割(一部負担金の月額上限額まで)を差し引き、後日、指定口座に振り込みます。
5. 岡山県後期高齢者医療制度にご加入の方は、医療費給付申請書は不要です。後期高齢者医療広域連合から提供される情報をもとに、一部負担金の月額上限額を超えた金額を差額給付として支給します。

▼中学生・高校生等の方が入院される場合

「入院用 子ども医療費受給資格証(白色)」を提示すると入院医療費(保険診療分)にかかる自己負担額が全額助成されます。(資格証は別途申請が必要)「心身障害者医療費受給資格証」を提示して入院医療費を支払った場合は、子ども医療費給付申請書を提出し、差額部分の助成を受けてください。

▼中学生・高校生等の方が外来受診される場合

「心身障害者医療費受給資格証」を提示してください。「子ども医療費受給資格証(黄色に一部白)」を提示された場合には、この制度による自己負担上限額が適用されず、窓口負担が多くなる場合がありますので、必ず資格証を返還してください。

▼中学生・高校生等の方が小児慢性特定疾病・自立支援医療(育成医療・更生医療・精神通院医療)・指定難病の治療を受ける場合(令和6年1月より変更)

医療機関等の窓口で、上記の公費負担医療受給者証と心身障害者医療受給資格証の両方を提示することで、認定を受けている疾病に係る治療に限り、外来医療費の自己負担額(保険診療分)が無料になります。

◎65歳以上75歳未満で一定の障害がある方の後期高齢者医療制度の加入について

申請により後期高齢者医療広域連合の認定を受けることで、加入することができます。

◎次のようなときは届出が必要になります

届出が必要なとき	持ってくるもの
健康保険証が変更になったとき (健康保険証の世帯員の変更があったとき)	心身障害者医療費受給資格証、健康保険証、本人確認書類 ※岡山市で後期高齢者医療に加入した場合は届出不要です
住所・氏名・世帯構成が変更になったとき	心身障害者医療費受給資格証、本人確認書類
同じ保険世帯の方の前年所得に変更があったとき	心身障害者医療費受給資格証、本人確認書類 変更した所得がわかるもの
岡山市外へ転出するとき	心身障害者医療費受給資格証【要返却】、本人確認書類
生活保護をうけるようになったとき	心身障害者医療費受給資格証【要返却】、本人確認書類
心身障害者医療費受給資格証をなくしたとき	健康保険証、本人確認書類
各障害者手帳の等級や期限に変更があるとき	心身障害者医療費受給資格証、本人確認書類 変更がある各障害者手帳 (身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)
一部負担限度額差額給付の振込先を変更するとき	心身障害者医療費受給資格証、健康保険証、本人確認書類、振込先がわかるもの

※各種申請・届出を行う場合は、免許証・保険証など、本人確認ができる書類をお持ちください。

※誤った内容の受給資格証を使用して医療を受けた場合は、岡山市が支払った医療費を返還していただくことがあります。

※交通事故など、第三者の行為により生じた病気やけがで受診する場合は、すみやかにその旨を岡山市へ届け出てください。

● 資格の認定 に関する 問い合わせ先(岡山市の市外局番は「086」です。)

北区中央福祉事務所	☎803-1209	東区福祉事務所	☎944-1822	御津支所	☎724-1111
北区北福祉事務所	☎251-6530	南区西福祉事務所	☎281-9620	灘崎支所	☎363-5201
中区福祉事務所	☎901-1231	南区南福祉事務所	☎230-0321	建部支所	☎722-1112
※お住まいの地域を管轄する福祉事務所・支所にて資格の認定を行っています。				瀬戸支所	☎952-1112

➤ 身体障害の方・知的障害の方 の 《申請窓口》

北区中央福祉事務所	☎803-1209	瀬戸支所	☎952-1112	一宮地域センター	☎284-0501
北区北福祉事務所	☎251-6530	北区市民保険年金課	☎803-1118	富山地域センター	☎277-7211
中区福祉事務所	☎901-1231	中区市民保険年金課	☎901-1615	上道地域センター	☎297-4211
東区福祉事務所	☎944-1822	東区市民保険年金課	☎944-5017	妹尾地域センター	☎282-3121
南区西福祉事務所	☎281-9620	南区市民保険年金課	☎902-3515	福田地域センター	☎282-1131
南区南福祉事務所	☎230-0321	吉備地域センター	☎293-1111	興除地域センター	☎298-3131
御津支所	☎724-1111	足守地域センター	☎295-1111	藤田地域センター	☎296-2221
灘崎支所	☎363-5201	高松地域センター	☎287-3731	福浜地域センター	☎265-4181
建部支所	☎722-1112	津高地域センター	☎294-2411	児島地域センター	☎267-2231

➤ 精神障害の方 の 《申請窓口》

北区中央保健センター	☎803-1265	中区保健センター	☎274-5164	南区西保健センター	☎281-9625
北区北保健センター	☎251-6515	東区保健センター	☎943-3210	南区南保健センター	☎261-7051
北区北保健センター御津・建部分室		☎722-1114			

● 給付 に関する 問い合わせ先

医療助成課 医療助成係 〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1-1 岡山市保健福祉会館内 ☎803-1219